

第5号議案

和解に係る損害賠償額の決定について

市は、平成30年8月2日付けで訴えのあった平成30年（ワ）第2458号損害賠償請求事件について和解するに当たり、損害賠償の額を下記のとおり決定したいので、亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成14年亀岡市条例第1号）第8条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 35,000,000円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 58歳女性
- 3 概要

相手方は、平成24年2月7日に、亀岡市立病院において、結腸憩室炎症のため、憩室を切除する手術を全身麻酔下に受けた際、併用された硬膜外麻酔により脊髄に損傷を受けたとして、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを平成30年8月2日付けで、京都地方裁判所に提起していたが、この度裁判所から示された和解提案を受けて和解をするものである。

和解に係る損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 35,000,000円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 58歳女性

3 概要

相手方は、平成24年2月7日に、亀岡市立病院において、結腸憩室炎症のため、憩室を切除する手術を全身麻酔下に受けた際、併用された硬膜外麻酔により脊髄に損傷を受けたとして、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを平成30年8月2日付けで、京都地方裁判所に提起していたが、この度裁判所から示された和解提案を受けて和解をするものである。